

【別紙－1】

監視指導の実施機関とその役割

機関名	役割
薬務衛生課	ア 監視指導計画及び各種施策の策定公表 イ 県民への食品衛生に関する情報の提供 ウ 関係部局及び関係自治体との連絡調整
機動班設置保健所(*) 西条保健所 今治保健所 中予保健所 八幡浜保健所 宇和島保健所	ア 重点監視指導 イ 一般監視指導 ウ 認定小規模食鳥処理場の監視指導
四国中央保健所	ア 一般監視指導 イ 認定小規模食鳥処理場の監視指導
食肉衛生検査センター	ア と畜検査及び食鳥検査の実施 イ と畜場及び食鳥処理場の監視指導 ウ と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの付属施設の監視指導

* 機動班設置保健所とは、愛媛県食品衛生監視機動班設置要綱第2条に基づき食品衛生監視機動班を設置する保健所とする。(西条、今治、中予、八幡浜、宇和島保健所)

業務内容(重点監視指導・一般監視指導)

業務の内容	重点監視	一般監視
年間収去計画に基づく収去	○	
年間監視指導計画に基づく監視	○ (重点監視業種)	○ (一般監視業種)
食中毒調査		○
違反食品調査		○
苦情処理		○
食品衛生協会の指導		○
講習会・広報等普及啓発		○
営業許可・届		○